

役員選出に関する細則

- 第 一 条 調布市立第七中学校PTA規約第十二条に基づき、この細則を定める。
- 第 二 条 本会の役員並びに会計監査は、全会員の中から選出する。
- 第 三 条 1 候補者の選定方法は、立候補または推薦による。
2 候補者の決定は、役員会の合議と承認による。
- 第 四 条 本会の役員並びに会計監査は、候補者本人の承諾を得て、総会において決定する。
- 第 五 条 推薦委員会は、役員並びに会計監査の選出完了をもってその任務を終わる。
- 第 六 条 この細則は、昭和五十八年十二月六日より施行する。
第三条は、平成三十一年四月十五日より改訂する。
この細則は、令和六年四月二十七日より改訂する。

慶弔に関する細則

- 第 一 条 この規定は会員及びその家族を対象とする。
- 第 二 条 次の項目の会員に祝金をおくる。
- | | |
|---------------|-----|
| (1) 教職員の結婚の祝金 | 三千元 |
|---------------|-----|
- 第 三 条 会員に事故があったときは次の見舞をする。
- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 会員の本校生徒死亡の場合 | 五千元 |
| (2) 会員の死亡の場合 | 五千元 |
| (3) 教職員の親族(一親等、同居の義父義母を含む)の死亡の場合 | 三千元 |
| (4) イ. 教職員、生徒入院の場合(二週間以上) | 三千元 |
| ロ. 教職員、生徒一ヶ月以上自宅療養した場合 | |
| (5) 火災その他罹災については役員会で審議対応する。 | |
- 第 四 条 この細則は、昭和六十年四月一日より施行する。
第三条(5)は、令和六年四月二十七日より改訂する。